

職員の通年ノーネクタイの実施について

本市では、エコ・サマーアクションの取組みのひとつであるクールビズとして、5月から10月まで期間を限定し、上着やネクタイを外した節度ある「さわやかな服装」での業務を認めています。

今後さらに働きやすい職場環境づくりのため、通年ノーネクタイを実施し、業務効率の向上と自由で柔軟な発想の創出につなげ、市民サービスの一層の充実を目指します。

1 開始日

令和6年11月1日（金）

2 取組内容

【新規】ノーネクタイの通年化

3 服装の留意事項

- (1) 公務員としての品位を損なうことなく、市民等に不快感を与えず、かつ職務遂行に支障が生じないようにします。
- (2) 市民参加の会議や式典等への出席など、社会通念上必要と考えられる場におけるネクタイの着用については、各所属において判断します。
- (3) ネクタイの着用については、必要な場合を除いて個々の判断とし、着用を妨げません。
- (4) 本会議、委員会等に参加する場合には、議会のルールに従って対応します。

問い合わせ先

総務部職員課人事係

TEL023-641-1212 内266